

公会計化後の学校給食費の徴収について

1 学校給食費の公会計化の概要

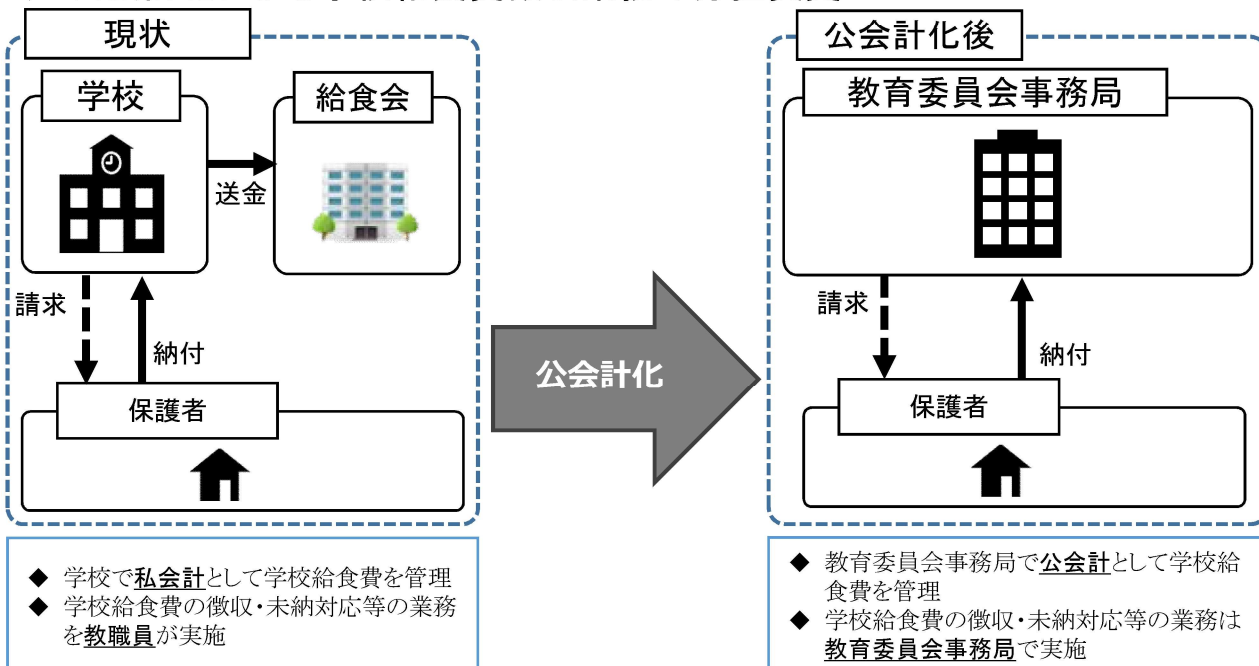
(1) 本市の学校給食費徴収業務の概要

- 本市では、市立小学校、中学校及び特別支援学校の在籍者等に対して実施する学校給食について、給食の実施に要する食材料費を保護者等から学校給食費として徴収している。
- 本市における給食喫食者：約11.2万人(小学生約7.4万人、中学生等約3.0万人、教職員等約0.8万人)
- 現在、学校給食費は私会計として管理されており、徴収・未納対応業務等を学校において実施している。

(2) 学校給食費徴収業務における課題と解決の方向性

- 学校給食費徴収業務は教職員が担っているため、**教職員にとって大きな事務負担**となっている。また、口座振替ができなかった場合などに、教職員が現金を取扱う必要が生じている。
- 令和元年7月に文部科学省が公表したガイドラインにおいて、公会計化の方向性が示されている。
- 本市では、**教職員の事務負担の軽減**を主な目的として、**令和3年度から学校給食費を公会計化**し、公金として取扱うとともに、これまで学校で行っていた学校給食費の徴収業務及び未納対応業務を教育委員会事務局において実施する。
- 他の政令市では、仙台市、千葉市、横浜市、大阪市、福岡市、熊本市において学校給食費の公会計化が実施されている。

(3) 公会計化による学校給食費徴収業務の分担変更



※食数の管理等は、公会計化後も引き続き学校で行う。

(4) 公会計化による教職員の事務負担軽減効果

- 学校給食費の公会計化により、教職員の学校給食費の徴収に係る業務については、次のとおり軽減を見込んでいます。

| 教職員の年間業務時間数(全校分) | | 【参考】人件費換算 |
|------------------|--------------|------------|
| 公会計化前……(a) | 81,386 時間 ※1 | 約 4.1 億円 |
| 公会計化後……(b) | 25,855 時間 | 約 1.3 億円 |
| 効果 ……(a-b) | 55,531 時間 ※2 | 約 2.8 億円※3 |

人件費換算は、令和2年度の年間所定労働時間及び職員1人あたりの人件費により算出した参考値。

※1 公会計化前の業務時間数は、平成30年度に実施した業務量調査(小学校・中学校・特別支援学校計29校対象)による。

※2 1校あたり年間約327時間。

※3 人件費換算についてはあくまでも参考値であり、換算した分の経費を削減する性質のものではない。

2 学校給食費の徴収・未納対応の流れ

- 学校給食費の徴収・管理は、「川崎市学校給食費の管理に関する条例」、「川崎市学校給食費の管理に関する条例施行規則」(以下「規則」という。)等に基づいて実施する。
- 公会計化後の学校給食費については、私債権と位置付け、「川崎市債権管理条例」及び「川崎市債権管理規則」等に則って管理する。

(1) 学校給食費の徴収の流れ

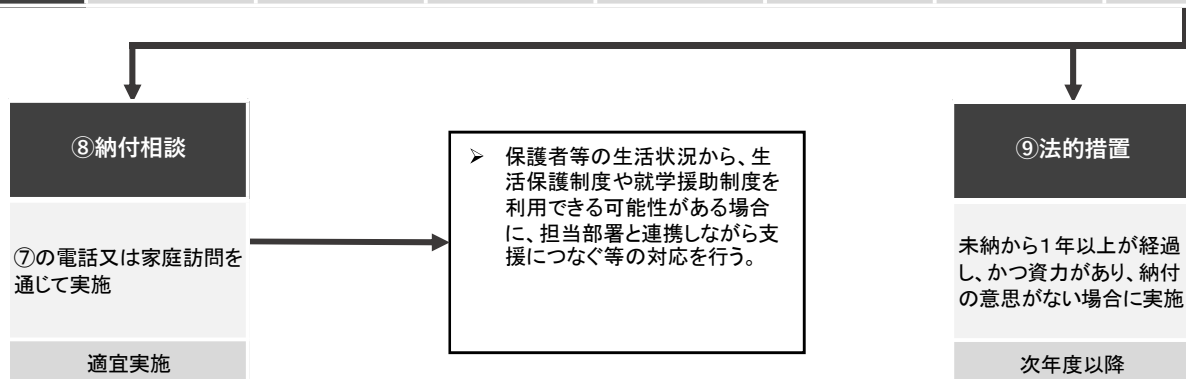
- 公会計化後の学校給食費の徴収の流れは次のとおり。

| 区分 | ①申込み (新小1・転入生) | ②納付額の 決定 | ③通知書の 送付 | ④請求 | ⑤納付 | ⑥納付状況の 確認 | ⑦未納対応 |
|-----|-------------------|---------------|------------------|--------------|-------------------|--------------|--------------|
| 主体 | 保護者等 | 教育委員会 事務局 | 教育委員会 事務局 | 教育委員会 事務局 | 保護者等 | 教育委員会 事務局 | 教育委員会 事務局 |
| 内容 | 「学校給食申込書」等を提出 | 校種等に応じて納付額を決定 | 学校給食費納入額決定通知書を送付 | 保護者等に給食費を請求 | 給食費を納付(原則として口座振替) | 口座振替結果情報等を確認 | ※「未納対応の流れ」へ |
| 時期 | 4月 (転入生は随時) | 決定通知書送付前まで | 当該年度の初回納期限前まで | 規則で定める納期限 | 規則で定める納期限 | ⑤以降速やかに | ⑥の確認後 |
| (例) | | | 6月中旬 | 第1期:6月30日 | | 第1期:7月上旬 | 第1期:7月中旬～ |

(2) 学校給食費の未納対応の流れ

- 公会計化後の学校給食費の未納対応の流れは次のとおり。

| 区分 | ①納期限 | ②初期対応 | ③督促状の 送付 | ④督促状の 納期限 | ⑤催告 | ⑥催告書の 納期限 | ⑦納付勧奨 |
|-----|------------------------|-------------------------|---------------|------------------|---------------|--------------|--------------|
| 内容 | 「学校給食費納入額決定通知書」で納期限を通知 | 学校給食費の振替不能を一斉通知(納付書も送付) | 「学校給食費督促状」を送付 | 市債権管理規則で定められた納期限 | 「学校給食費催告書」を送付 | ②督促状と同様の納期限 | ・電話 ・家庭訪問 |
| 時期 | 規則で定める納期限 | 納期限後速やかに実施 | 納期限後遅滞なく実施 | 発送日から10日以内 | ④の後、定期的実施 | 発送日から10日以内 | 催告書送付後実施 |
| (例) | 第1期:6月30日 | 第1期:7月中旬 | 第1期:8月 | ③から10日後 | 数か月に1回 | ⑤から10日後 | ⑤以降 |



3 学校給食費の額等（令和3年度予定）

- 令和3年度の学校給食費の額及び納期限等は次のとおり。

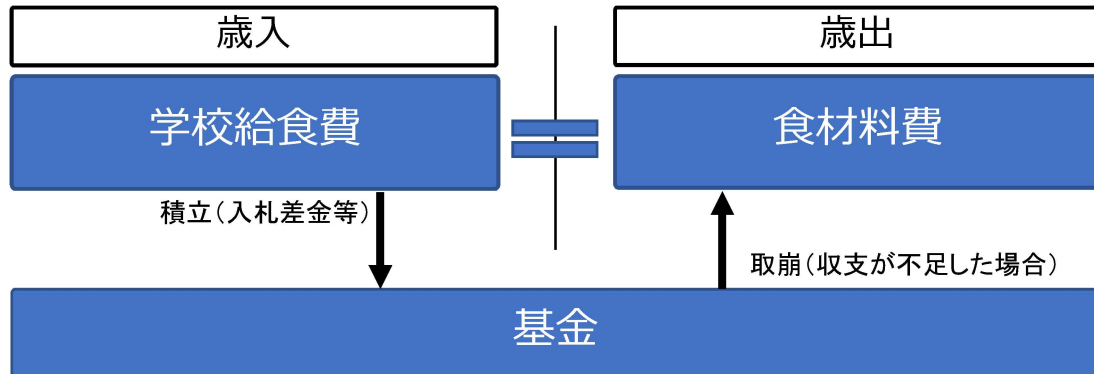
| 校種 | 小学校 | | 中学校 | | | | 特別支援学校 | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|
| | 一律 | | 1・2年生 | | 3年生 | | 幼稚部 | | 小学部 | | 中学部・高等部 | |
| 給食の種類 | 完全給食 | 牛乳停止 | 完全給食 | 牛乳停止 | 完全給食 | 牛乳停止 | 完全給食 | 牛乳停止 | 完全給食 | 牛乳停止 | 完全給食 | 牛乳停止 |
| 月割額 | 4,600円 | 3,800円 | 4,800円 | 4,100円 | 4,600円 | 3,800円 | 3,000円 | 2,200円 | 4,500円 | 3,700円 | 5,400円 | 4,500円 |
| 給食実施回数 | 187回 | | 165回 | | 155回 | | 183回 | | | | | |
| 1食の単価 | 270円 | 218円 | 320円 | 268円 | 320円 | 268円 | 180円 | 128円 | 270円 | 218円 | 320円 | 268円 |

| 期別 | 1期 | 2期 | 3期 | 4期 | 5期 | 6期 | 7期 | 8期 | 9期 |
|-----|-------|------|-------|-------|-------|--------|------|-------|-------|
| 納期限 | 6月30日 | 8月2日 | 8月31日 | 9月30日 | 11月1日 | 11月30日 | 1月4日 | 1月31日 | 2月28日 |
| 対象月 | 4・5月 | 6月 | 7月 | 8・9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2・3月 |

4 学校給食費の運用方法

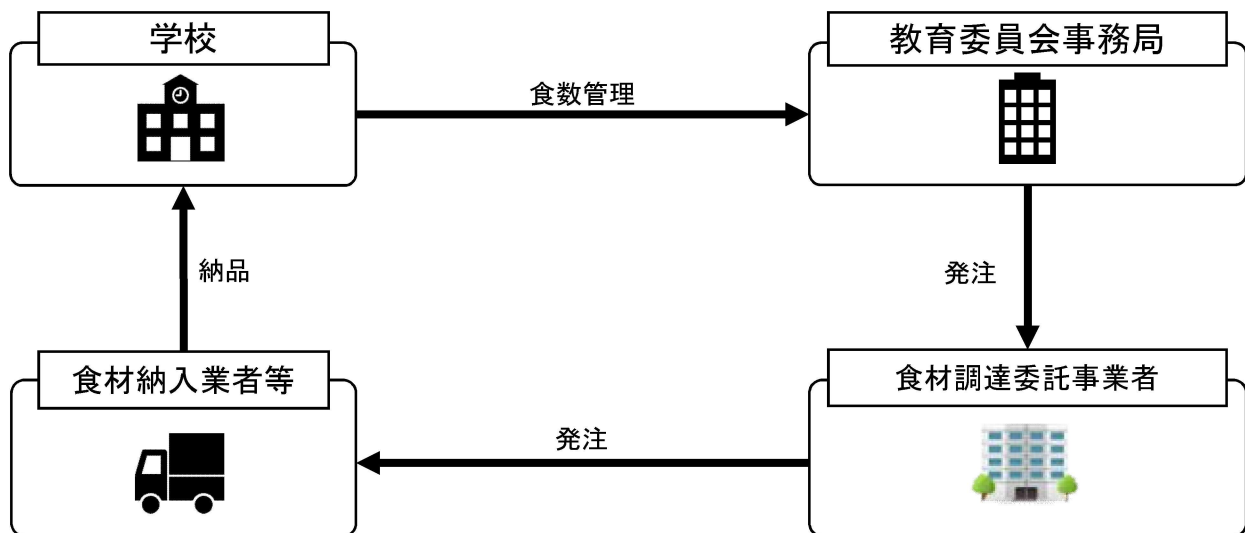
(1) 学校給食費及び食材料費の取扱いについて

- 保護者等から徴収する学校給食費は、食材料費として使用する。
- 保護者から当該年度に徴収予定の学校給食費(歳入)の範囲で食材料費(歳出)をまかなうため、学校給食費の総額と同じ額を食材料費の当初予算として計上する。
- 食材料費の高騰等により収支不足となった際にも、安定的に食材調達が行える仕組みとして基金を設置し、活用する。



(2) 食材の調達方法

- 現在、毎日11万食以上の安全・安心な学校給食を実施するため、(公財)川崎市学校給食会が市内事業者を活用した食材の確保や配送などを行う体制を構築し、食材の発注・支払などの業務を行っている。
- 公会計化後も、安全・安心な食材の安定供給のため、現在実績のある食材調達方法を継続する。



5 公会計化に向けた今後の予定

| 時期 | 予定 |
|--------|--|
| 令和3年2月 | 「川崎市基金条例の一部を改正する条例」の制定に係る議案提出(学校給食費に関する基金の設置) 学校給食申込及び口座振替納付手続きの依頼(小学校の新入生の保護者向け) |
| 令和3年4月 | 学校給食費の公会計化実施 |
| 令和3年6月 | 学校給食費納入額決定通知書送付 第1回徴収(6月30日) |